

国住指第541号
平成18年5月11日

都道府県建築行政担当部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の
初動対応と公表のあり方について
(技術的助言)

今般、構造計算書偽装問題及び系列ホテルにおける不正改造問題など、同一の建築主、設計者等が多数の建築物において違法行為を繰り返す極めて悪質な問題が発生したこと、関係機関が違法行為若しくは違法行為の疑義に関する情報（以下「違法行為等に関する情報」という。）を把握した際に早期に特定行政庁等が違法行為等に関する情報を共有することで被害の拡大を防止できた可能性があることに鑑み、違法行為等に関する情報を把握した場合の初動対応の手順等について、下記のとおりとりまとめたので通知する。

また、貴管内特定行政庁にも、この旨周知されるようお願いする。

記

1. 違法行為等に関する情報を把握した際の初動対応

- (1) 特定行政庁、都道府県または国土交通省は、違法行為等に関する情報を通報等により把握した際は、当該情報について以下の事項を確認（当初情報で確認できない場合で、通報者等に連絡できる場合は通報者等に照会して確認）し、所在地の特定行政庁に情報提供するものとする。
- ① 建築基準法令の規定に違反することについて具体性があること。
 - ② 建築物の所在の特定が可能であること。

- (2) (1)により情報提供を受けた特定行政庁は、建築基準法第12条第5項に基づく所有者、建築主、設計者、施工者、指定確認検査機関等に対する報告聴取、同法第12条第6項に基づく建築物への立入検査等により違反事実の把握に努め、違反の可能性が高いと判断される場合（違反事実を確認し、是正命令を発するに至っていない場合を含む。）は、建築基準法第9条の3に準じて、建築士及び建築士事務所を指導監督する都道府県知事、建築士を指導監督する国土交通大臣に情報提供するものとする。この際、国土交通大臣への情報提供は、国土交通省地方整備局等の

担当窓口を通じ行う。

違反事実が確認された場合には、是正指導を行い、指導に従わない場合は、建築基準法第9条に基づき是正命令を発するとともに、同法第9条の3に基づき関係機関に通知しなければならない。

同通知を受けた都道府県知事又は国土交通大臣は、聴聞等の手続きを経て、建築士等の処分を行うものとする。

なお、違反是正の手続きについては、「既存建築物に係る違反是正作業マニュアルについて（技術的助言）」（平成14年4月11日付け国住指第163号）に基づき行うものとする。

(3) (2)の情報提供にあたっては、以下の資料を添付するものとする。

- ① 建築計画概要書
- ② 違反または違反の疑いのある部分を示す設計図書等
- ③ 報告聴取、立入検査等の結果をまとめた文書
- ④ 違反是正のための勧告書又は命令書がある場合はその書面
- ⑤ 相手方から提出された書面がある場合はその書面
- ⑥ 定期報告対象建築物の場合は、直近の定期調査・検査報告書
- ⑦ 公表予定がある場合は、公表予定資料

(4) 建築士事務所を指導監督する都道府県知事は、特定行政庁から(2)により情報提供を受けた場合で、建築士・建築士事務所の関与があると認められる場合には、建築士法第26条の2に基づき、建築士事務所の開設者、管理建築士に対し、情報に係る報告を求め又は事務所に立入検査を行い、特定行政庁と連携して事実関係の把握に努めるものとする。

また、上記により違反が確認された場合、都道府県知事は、建築士事務所の帳簿等の調査を通じ、建築士等が他に同様の違反を行った可能性のある他の建築物のリストを作成し、建築物が所在する特定行政庁ごとに情報提供するものとする。なお、情報提供にあたり物件が多数に及ぶ場合は、都道府県知事は、(2)により情報提供を受けた物件と建築時期、構造種別等の類似性の高い物件を適宜抽出してリストを作成するものとする。

(5) また、特定行政庁は、同一の建築主が(2)で把握・確認した違反と同様の違反を繰り返している疑義がある場合は、建築主に対し、これまで建築してきた他の物件のリストを提出させ、リストにある建築物が所在する特定行政庁に対し、これらの建築物の情報を提供するものとする。

なお、情報提供にあたり物件が多数に及ぶ場合は、特定行政庁は(2)で把握・確認した違反物件と建築時期、構造種別等の類似性の高い物件を適宜抽出したリストを提出させるものとする。

(6) (4) 及び (5) による建築物の情報提供を受けた特定行政庁は、当該建築物について建築基準法に基づく報告聴取等を行い違反事実の有無等を調査するものとする。

(7) (4) の建築士事務所に関する調査にあたっては、都道府県知事は、一級建築士の関与があると認められる場合には、国土交通省地方整備局等と連携をとって行うものとする。なお、国土交通省地方整備局等は国土交通本省住宅局と情報を共有するものとする。

2. 公表について

(1) 特定行政庁は、違法行為を把握、確認した場合は、建築物の所有者に通知するとともに、違反の態様に応じ、周囲の安全の確保等公表することの公益性といわゆる風評被害など所有者の財産権の保護等を比較考量した上で原則として事実関係を公表するものとする。

なお、調査が継続中であり、違法行為の確認に至っていない場合でも、所有者への情報提供については十分配慮されたい。

(2) 国土交通省は、特定行政庁から違反事実を確認した旨の報告を受けた際、著しく危険もしくは悪質であり、かつ、きわめて社会的影響が大きい違反行為であると認めた場合については、特定行政庁と調整した上で公表するものとする。

また、違反物件と直接関わりのない都道府県及び特定行政庁、関係団体等に対して当該違反事実の情報提供を行い注意喚起を図るものとする。

違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応等のフロー

